

事 務 連 絡

令和 4 年 2 月 4 日

各関係機関 御中

岡山県国民健康保険団体連合会

審査管理課 審査管理班

コロナワクチン予防接種予診票の取扱いについて（お願い）

予防接種行政につきましては、日頃からご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 4 年 1 月 27 日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「追加接種の速やかな実施のための接種券の早期発行等について」により通知されていますが、岡山県内におきましては予診票の取扱いを含めすべて従来通りの請求方法（ホッチキス、セロハンテープ、のり等使用による予診票の切り貼りは不可）となっております。下記をご参照ください。

また、詳しくは岡山県国保連合会のホームページをご確認ください。

なお、ご不明な点がございましたら下記連絡先までお問い合わせください。

記

○追加接種対象者が“予診のみ”となった場合の対応について

⇒対象者が市町村に連絡を行い、市町村は対象者に対して新しい予診票を送付する。

○追加接種対象者が予診票を忘れた場合の対応について

ケース 1；取りに帰っていただく。

ケース 2；接種時に、接種券なしの予診票に必要事項を記載していただく。後日、持参した接種券一体型予診票に、接種当日に記載した予診票の内容を転記していただく。

○追加接種対象者が予診票を接種当日に紛失したことが判明した場合の対応について

⇒接種時に、接種券なしの予診票に必要事項を記載していただく。

ケース 1；接種券一体型予診票を接種者に送付する。後日、接種当日に記載した予診票の内容を、持参した予診票に転記していただく。

ケース 2；医療機関に対してクーポン券を送付。

〒700-8568 岡山市北区桑田町 17 番 5 号

岡山県国民健康保険団体連合会

審査管理課 審査管理班：藤井、田淵

TEL：086-223-8825